

建築工事技術検査基準

（目的）

第1条 この基準は、生駒市建設工事検査要領（平成10年4月1日施行）第6条の規定に基づき、同要領第2条第2号に規定する検査職員が実施する検査（以下「検査」という。）に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、工事の出来高を対象として、設計図書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

（実施状況の検査）

第3条 実施状況の検査は、契約の履行、施工管理、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等に関する各種の記録（写真、ビデオ等による記録を含む。以下同じ。）と設計図書等を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法、性能試験結果及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書等を対比し、別表第2により行うものとする。

（品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書等を対比し、別表第3により行うものとする。

（出来ばえの検査）

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

（破壊検査）

第7条 前3条の規定にかかわらず、建設工事請負契約書第31条第2項に該当するときは、破壊検査を行うものとする。

（中間検査）

第8条 中間検査は、第4条から第6条までの検査を実施するに当たり、おおむね次の工

程時において、監督職員と検査職員が協議の上必要と認めたとときに行うものとする。

- (1) 基礎・地中梁配筋完了時
- (2) 中間階床版配筋完了時
- (3) 鉄骨建て方完了時
- (4) 天井下地工事完了時（大規模空間又は天井のふところが1.5m以上）
- (5) 完成検査時に実地検査が出来ないもので、足場工等の撤去前時又は大部分が不可視となる工事完了時

2 工事実施状況の中間検査は、監督職員と検査職員が協議の上必要と認めたとときに行うものとする。

附則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年12月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

実施状況の検査留意事項

項 目	関 係 書 類	内 容
契約の履行	契約書、仕様書、その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況
施工管理	施工計画書、工事打合せ簿、施工図、その他関係書類	管理手法、要員、確認の程度等の施工管理状況、施工管理結果の反映状況、全般的認識程度
工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗状況
安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、施工図、その他関係書類	施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2（第4条関係）

出来形の検査

検査対象		検査項目
仮設工事	仮設材料、仮設物	位置、規模、構造
土工事		基準高、締め固め工法
地業工事	杭地業	基準高、根入れ長さ、偏心量
	砂利地業	基準高、締め固め方法
	均しコンクリート	基準高
鉄筋工事	鉄筋加工	加工寸法、全長
	組立	かぶり厚さ、所定に位置
コンクリート工事	部材の仕上がり	位置、断面寸法（型枠精度も確認）
	コンクリートの仕上がり	平坦性、仕上げ材による精度
鉄骨工事	部材加工	加工精度
	製品	組み立て精度
	建て方	建て方精度
コンクリートブロック・ ALCパネル・押出 成形セメント板 工事	コンクリートブロック	位置・断面寸法
	部材の仕上がり	
	コンクリートブロック 各部の仕上がり	平坦性
	ALCパネル、押出成形セメント板部 材の位置	水平位置、相互の目違い、通り
防水工事		所定の形状および寸法
石工事		所定の形状および寸法
タイル工事		所定の形状および寸法
木工事		所定の形状および寸法
屋根およびとい工事		所定の形状および寸法
金属工事		所定の形状および寸法
建具工事		所定の形状および寸法

カーソール工事		所定の形状および寸法
ユニットおよびその他工事		材種、形状、寸法
排水工事	側溝、排水枘、配水管	所定の寸法
舗装工事	路床、路盤、舗装、側溝	所定の寸法
植栽および 屋上緑化工事	植栽基盤、樹木	所定の状態

別表第3（第5条関係）

品質の検査

検査対象	検査項目
材料	数量、規格および性能が設計図書、法令等に適合していること
仮設工事	所要の状態
土工事	所要の締め固め
地業工事	所要の支持力
	継手部の溶接
鉄筋工事	超音波探傷試験
	鉄筋の表面が所要の状態
コンクリート工事	所要の強度、構造耐力、耐久性、耐火性
	密実な表面状態（じゃんか等の有無確認）
鉄骨工事	構造耐力、耐久性、耐火性
	定着部、接合部
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形外板工事	構造耐力、耐久性、耐火性
防水工事	漏水がないこと
石工事	取付が所要の状態であること
タイル工事	有害な浮きがないこと
木工事	固定、継手および定着、仕上がり面の状態
屋根およびとい工事	耐風圧性、振動、漏水がないこと
金属工事	堅固な取付、所要の仕上がり状態
左官工事	所定の塗り厚、所要の状態、浮き
建具工事	耐風性、気密性、水密性、所定の性能、所要の耐震性
カーテンウォール工事	仕上がり状態、耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、熱伸縮追従性、遮音性、断熱性

塗装工事		仕上がり面、耐久性、耐火性
内装工事		仕上がり状態、不陸、床鳴り、断熱性
ユニットおよびその他工事		取付方法・工法・仕上がり状態
排水工事	側溝、排水柵、配水管	沈下、漏水、水が貯まらないこと
舗装工事	路床、路盤、舗装、側溝	仕上がり状態、所要の継体
植栽および屋上緑化工事	植栽基盤、樹木	所要の性質、状態